
学校の評価システムに関する調査研究会議報告書

山口県における学校評価システムの在り方

平成16年11月

学校の評価システムに関する調査研究会議

はじめに

完全学校週5日制や新学習指導要領が実施される中で、各学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、相互に連携して、児童生徒の健やかな成長を図るためには、学校としての説明責任を果たしていくなど、開かれた学校づくりをこれまで以上に推進していくことが求められている。

このような状況の中、平成14年3月には、大学等の高等教育機関と同様に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の設置基準に、学校の自己評価及び情報の積極的な提供に関する規定が設けられ、学校が自己評価を実施して、その結果を公表し、改善を図っていくこととされた。

山口県においても、平成14年度から国の「学校の評価システムの確立に関する調査研究」事業の委嘱を受け、「学校の評価システムに関する調査研究会議」を設置し、学校の評価システムの確立に向けた調査研究を行ってきたところである。

平成14年9月の第1回会議以来、8回の調査研究会議を開催するとともに、本県における学校評価の実態把握や先進県視察、また、小学校・中学校・高等学校各3校の実践協力校の指定による実践研究等を行い、本県における教育活動その他の学校運営の状況についての評価の実施及びその結果の公表並びに評価結果に基づく教育活動その他の学校運営の改善といった、一連の学校の評価システムの確立に向けた調査研究を進めてきた結果、ここに本調査研究会議の最終報告を取りまとめたものである。

今後、県教育委員会及び市町村教育委員会において、P-D-C-Aサイクルに基づいた学校評価システムの導入と定着に積極的に取り組んでいただくことにより、教育の質の向上が図られ、保護者や地域住民に信頼される学校づくりが推進されるよう願うものである。

目 次

はじめに	1
1 学校評価をめぐる動向	3
(1) 国の動向	
(2) 本県の状況	
2 学校評価の意義	6
(1) 学校評価の必要性	
(2) 学校評価の目的	
(3) 学校評価の基本的な考え方	
3 学校評価に向けた具体的取組みについて	7
(1) 目標の明確化・具体化	
(2) 評価の対象	
(3) 評価項目及び評価基準の設定	
(4) 学校評価の体制づくり	
(5) 学校評価の実施計画	
(6) 評価結果の公表及び学校の情報提供	
(7) 評価結果に基づいた学校運営の充実・改善	
(8) P -D -C -A サイクルに基づいた学校評価システム	
おわりに	12
【資料】	13
1 学校の評価システムの確立に関する調査研究の概要	
2 実践協力校について - 調査研究の深化に向けて -	
3 「学校の評価システムの確立に関する調査研究」の取組み	
4 学校の評価システムに関する調査研究会議設置要綱	

1 学校評価をめぐる動向

(1) 国の動向

平成8年以降、国の中央教育審議会や教育課程審議会などの各種審議会等で、「開かれた学校づくり」、「自己点検・自己評価」、「学校の説明責任」など、「学校評価」についての基本的な考え方が答申された。

また、このような流れの中、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにする観点から、平成14年3月に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の設置基準に、学校が点検及び評価を行い、その結果の公表に努めること、そして、積極的な情報提供を行うことが規定された。

これらの概要は以下のとおりである。

ア 中央教育審議会答申「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」

(平成8年9月)

学校・家庭・地域社会の連携の中で、学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、学校の考えや教育活動の状況について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要がある。

イ 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月)

学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにする観点から、各学校は、教育目標や教育計画等の達成状況等に関する自己評価を実施し保護者や地域住民に説明するよう努める。

ウ 教育課程審議会答申

「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」(平成12年12月)

各学校が、教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、絶えず見直し、改善を図ることは学校の責務である。

エ 教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 -

(平成12年12月)

保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校づくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報積極的に親や地域に公開し、学校は親からの日常的な意見にすばやく応えその結果を伝える。

各々に学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。

オ 21世紀教育新生プラン

(平成13年1月)

地域の信頼に応える学校づくりを進める
・各学校における自己評価システムの確立

カ 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方に」について

(平成14年2月)

4 教員の資質向上に向けての提案

(3) 信頼される学校づくりのために

信頼される学校づくりには、学校は保護者や地域住民に積極的に情報を公開し、理解を得る努力が不可欠である。このため、校長や教員には説明責任を果たす力量の向上が不可欠であるが、このような力量は組織としての学校づくりを進める中、主に日々の職務によって形成し得るものであり、また、学校が日常的に地域に開かれ、外から常に観られる環境にあることも必要である。したがって、学校と学校外との双方向のコミュニケーションを拡充することが必要であり、次のようなことが求められる。

学校からの情報提供の充実

授業公開の拡大

学校評議員制度等の活用

学校評価システムの確立

新しい教員評価システムの導入

キ 小学校設置基準

(平成14年文部科学省令第14号)

中学校設置基準

(平成14年文部科学省令第15号)

高等学校設置基準の一部を改正する省令

(平成14年文部科学省令第16号)

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

(平成14年文部科学省令第17号)

小学校設置基準(他校種についても同様)

平成14年4月1日施行

(自己評価等)

第2条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(2) 本県の状況(学校評価実施状況調査結果)

ア 学校評価の実施状況

教職員による自己評価

平成15年度調査結果は分校を含む。

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護	合計
15年度	336校/341校 (98.5%)	179校/183校 (97.8%)	67校/72校 (93.1%)	12校/14校 (85.7%)	594校/610校 (97.4%)
14年度	332校/339校 (97.9%)	175校/180校 (97.2%)	48校/67校 (71.6%)	10校/12校 (83.3%)	565校/598校 (94.5%)

保護者等による外部評価

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護	合計
15年度	258校/341校 (75.7%)	126校/183校 (68.9%)	32校/72校 (44.4%)	5校/14校 (35.7%)	421校/610校 (69.0%)
14年度	198校/339校 (58.4%)	91校/180校 (50.6%)	24校/67校 (35.8%)	7校/12校 (58.3%)	320校/598校 (53.5%)

イ 評価結果の公表状況

教職員による自己評価

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護	合計
15年度	113校/341校 (33.1%)	73校/183校 (39.9%)	25校/72校 (34.7%)	6校/14校 (42.9%)	217校/610校 (35.6%)
14年度	84校/339校 (24.8%)	46校/180校 (25.6%)	16校/67校 (23.9%)	2校/12校 (16.7%)	148校/598校 (24.7%)

保護者等による外部評価

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護	合計
15年度	212校/341校 (62.2%)	99校/183校 (54.1%)	26校/72校 (36.1%)	1校/14校 (7.1%)	338校/610校 (55.4%)
14年度	117校/339校 (34.5%)	58校/180校 (32.2%)	9校/67校 (13.4%)	2校/12校 (16.7%)	186校/598校 (31.1%)

平成15年度：平成16年8月実施「学校評価と情報提供の実施状況調査」(文部科学省)による

平成14年度：平成15年7月実施「学校評価と情報提供の実施状況調査」(文部科学省)による

ウ 結果の概要

- ・学校評価の実施状況については、平成15年度は、自己評価はほとんどの学校で、外部評価は全体の約7割の学校で取り組んでいる。
- ・評価結果の公表状況については、外部評価結果の公表は半数を超える学校で実施しているが、自己評価結果の公表は約3分の1にとどまっている。
- ・平成14年度と比較すると、保護者等による外部評価や外部評価結果の公表を実施した学校がかなり増加している。

2 学校評価の意義

(1) 学校評価の必要性

ア 平成14年度から完全実施された「学校週5日制」の下、児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、健やかな成長を図るためには、各学校において地域の実情等を踏まえた特色ある学校づくりが求められている。

イ その実現のためには、まず、教職員自らが日々の教育活動を点検・評価し、改善していく必要がある。また、家庭や地域社会との連携協力が不可欠であり、学校がその情報を積極的に公開し、説明するとともに、保護者や地域住民等の声に耳を傾け、必要に応じてその意向を汲み取りながら学校運営の充実・改善を図っていく活動を継続的に実施していくことが必要である。

(2) 学校評価の目的

ア 学校評価は、各学校が教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、その結果の公表を行うとともに、それに基づいて充実・改善を図ることにより、教育の質を高め、よりよい学校づくりをめざす中で、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るために実施するものである。

イ 学校評価は、学校が組織としての機能をどれだけ果たしているのかということをも総合的かつ客観的に診断し、それを基に改善を図っていくものであり、「学校改善システム」と考えることが重要である。

(3) 学校評価の基本的な考え方

ア 評価を教育活動その他の学校運営の充実・改善につなげる必要がある。

学校評価を教育活動その他の学校運営の改善に生かし、評価のための評価にならないようにすることが大切である。

イ 評価の結果だけでなく、評価にいたるまでの取組みが重要である。

教職員一人ひとりの課題意識、学校としての改善への願いが生かされるような学校評価を工夫することが大切である。

ウ 評価のためには目標をより明確かつ具体的にすることが重要である。

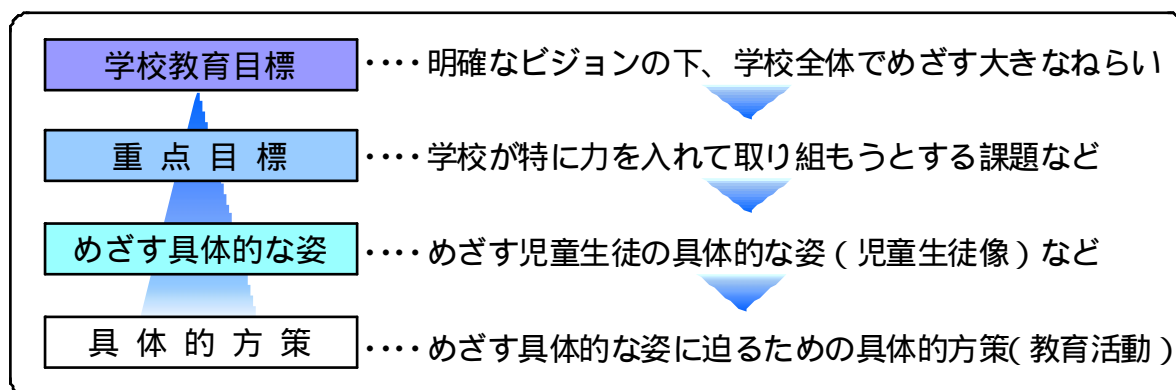
学校の教育目標や重点目標、評価項目等について教職員全体で共通認識を図り、保護者や地域住民等にも評価しやすいものとなるよう工夫することが大切である。

3 学校評価に向けた具体的取組みについて

(1) 目標の明確化・具体化

ア 学校運営についての明確なビジョンの下、学校の教育目標を踏まえて、重点目標やめざす姿などを明確に、かつ具体的に設定することが重要である。

イ 重点目標等を児童生徒や保護者などにも分かりやすく具体的なもの（めざす児童生徒像）として設定し、さらに、それを実現するために、教職員一人ひとりがどのような具体的方策（教育活動）を展開していくかを考え、実践することが大切である。



(2) 評価の対象

ア 学校の教育目標、教育課程、学習指導、道徳教育、特別活動、生徒指導、進路指導、健康安全指導、部活動等の教育活動及び校務分掌等の組織運営など、学校運営全体について評価する。

イ 家庭や地域社会への情報発信及び説明、地域人材の活用など、家庭や地域社会との連携についても評価する必要がある。

(3) 評価項目及び評価基準の設定

ア 学校の実情に応じ、重点目標に基づく項目など、学校の特色を生かした項目を設定することが重要である。

イ 地域の特性に合わせて、地域内での共通項目を設けることも考えられる。

ウ 最初から多くを設定せず、年次的に見直していくことも考えられる。

エ 教育活動を的確に評価するためにも、各学校で明確な評価基準を設定する必要がある。

オ 項目によっては、数値目標やスケジュール目標を設定することも考えられる。

カ 保護者等による外部評価の項目の設定については、保護者等が把握することができる具体的な場面について評価項目を設定し、分かりやすい表現に心がけることが重要である。

- キ 児童生徒や保護者等による外部評価項目の設定に当たっては、教職員による評価項目とリンクさせ、教職員によるとらえ方との違いが見られるようにすると、評価結果の診断・分析に有効である。
- ク 保護者等が考えを記入する自由記述欄を設け、幅広く意見を聞くことも重要である。

(4) 学校評価の体制づくり

- ア 校長のリーダーシップの下、全教職員で取り組む体制をつくり、目標や評価項目、評価基準の設定、評価結果の分析等について計画的・組織的に取り組むことが重要である。
- イ 教職員による自己評価だけでなく、児童生徒や保護者等による外部評価を実施するなど、その意見や要望等を反映できる学校評価システムを構築することが必要である。
- ウ 保護者等に対して、学校の教育方針や教育活動の内容について説明するとともに、学校評価の趣旨を十分に伝え、理解してもらうことによって、責任ある評価を行ってもらうことが重要である。
- エ 全学校に設置されている学校評議員を積極的に活用することが重要である。
- オ 学校関係者（教職員、児童生徒、保護者等）以外の第三者機関による外部評価もある。

(5) 学校評価の実施計画

- ア 年間学校評価計画を作成し、評価の実施や評価結果に基づく充実・改善、評価結果の公表等、年間を見通した計画的・組織的な学校評価を実施することが大切である。
- イ 行事の区切りや学期末など、年間を通じて適切な時期に評価を実施し、年度の途中で目標や活動を見直し、軌道修正することも必要である。
- ウ 評価結果の診断・分析及び改善に向けての検討の時間が取れるよう十分配慮することが必要である。
- エ 教職員一人ひとりが、日常的に評価の視点をもって教育活動を実践することが大切である。

(6) 評価結果の公表及び学校の情報提供

- ア 学校の説明責任の徹底を図るためにも、保護者や地域住民等への評価結果の公表や学校の情報提供に積極的に取り組む必要がある。

- イ 保護者や地域住民等の意見や要望等を踏まえて、公表する内容や項目について設定することが大切である。
- ウ 目標や評価項目の設定の段階から、公表について検討しておく必要がある。
- エ 評価結果だけでなく、それを踏まえた充実・改善の方針等についても、公表することが大切である。
- オ 公表に当たっては、児童生徒や保護者、教職員等のプライバシーに対して、十分配慮する必要がある。
- カ 学校だよりやPTA新聞、ホームページ等インターネットの活用に加えて、直接説明したり、意見を聞いたりする場を設けることも効果的である。
- キ 保護者等に対して日常的に学校の情報提供を行う必要があるが、その際、学校から家庭等への一方通行でなく、家庭や地域社会からの情報を受信し、双方向の情報の流れをつくることが大切である。

(7) 評価結果に基づいた学校運営の充実・改善

- ア 評価結果等を基に目標の達成状況等を診断・分析し、その達成の程度に応じて、目標設定や活動計画等のそれぞれの段階において、どのような問題があるのかなどを分析する必要がある。
- イ 評価結果をイメージとしてとらえやすくし、診断・分析に役立てるためには、数値化したり、グラフ化したりすることが有効である。
- ウ 診断・分析結果等を基に、当初に設定した目標や具体的方策の妥当性を検討し、目標や活動を見直し、新たな目標や活動を設定するなど、次のP-D-C-Aサイクルへ確実につなげていく必要がある。
- エ 学校運営等の充実・改善に当たっては、児童生徒や保護者、地域住民等の意見や要望等を十分踏まえたものとなるよう配慮することが大切である。
- オ 教職員一人ひとりが日々の活動に対する振り返りを行うとともに、教職員全体で教育活動等の充実・改善に向けた課題の共有化を図り、協働して取り組もうとする雰囲気づくりを行うことが重要である。

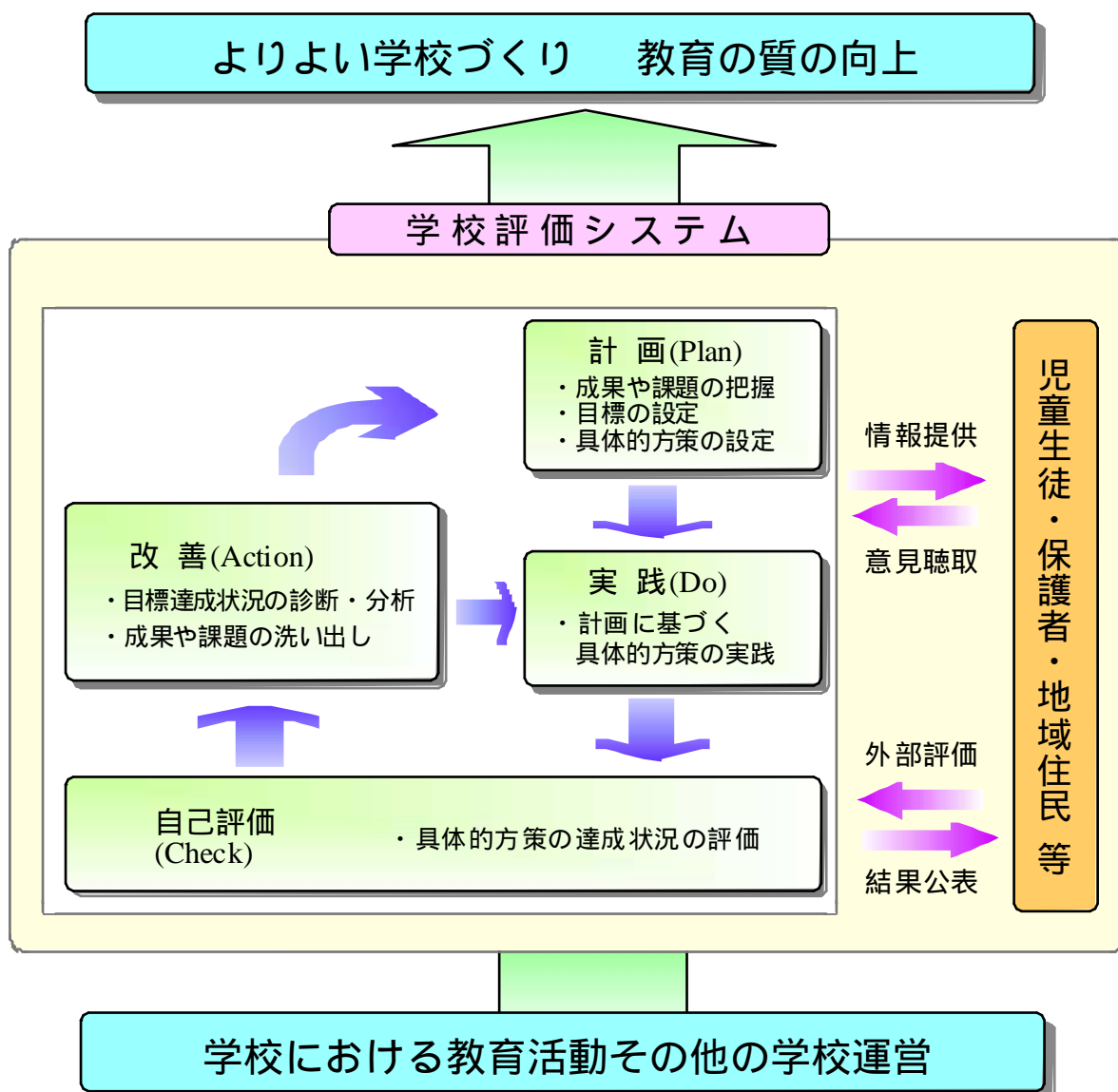
(8) P-D-C-Aサイクルに基づいた学校評価システム

ア 学校の教育活動は、学校が自らの責任のもとに、主体性をもって意図的・計画的に行うものである。これまでも、教育活動の充実をめざして自ら評価・反省等を行ってきたが、地域に開かれ、信頼される学校づくりが求められる中、これからの学校評価は、

成果や課題を基に、目標と具体的方策を設定する。(Plan)
計画に基づき、具体的方策を実践する。(Do)
実践した具体的方策の達成状況を自己評価する。(Check)
目標の達成状況を診断・分析し、成果や課題を洗い出す。(Action)

という段階が関連しながらサイクルとして機能していく必要がある。

また、児童生徒や保護者、地域住民等の意見を学校の教育目標や活動に反映させて教育の質の向上を図り、よりよい学校づくりをめざして取り組むことが重要である。



イ P-D-C-Aサイクルに基づいた学校評価システムの導入に当たっては、次のような流れで実施することが考えられる。

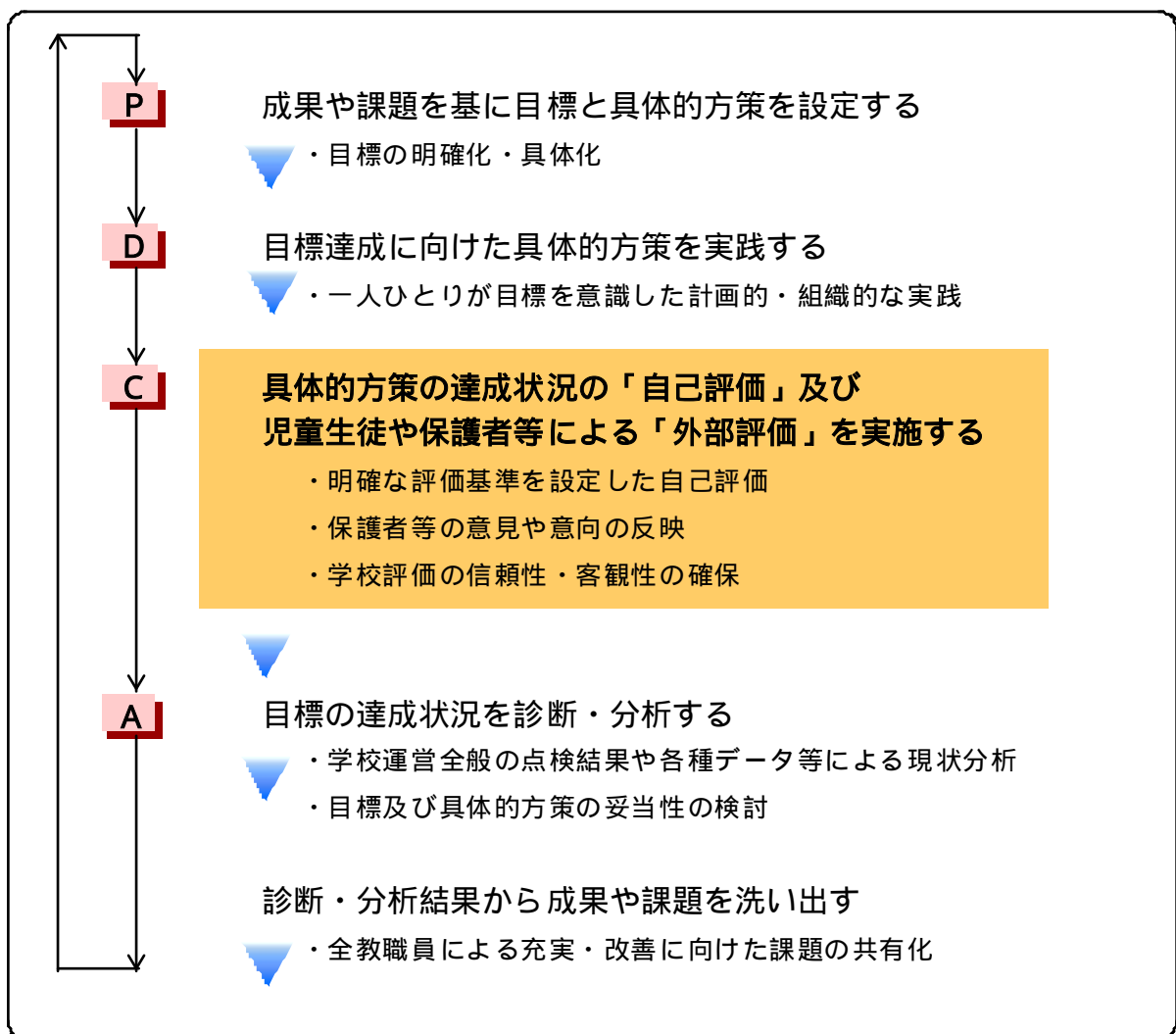
まず、前年度の学校評価の結果や学校運営全般の点検等による現状分析を行い、それらを基に学校運営上の成果や課題を洗い出すことから始める。次に、洗い出した成果や課題を基に、目標とその実現に向けた具体的方策を設定する。

教職員一人ひとりが常に目標を意識しながら、計画的・組織的に具体的方策を実践する。

具体的方策の達成状況について「自己評価」を実施するとともに、児童生徒や保護者等による「外部評価」を併せて実施する。

学校運営全般の点検結果や各種データ等を基に、目標の達成状況及び目標と方策の妥当性等について診断・分析する。

診断・分析結果を基に成果や課題を洗い出し、学校運営の改善や課題の解決に向けた目標や具体的方策を設定する。



おわりに

これからの学校には、経営責任を明確化するとともに、創意工夫に満ちた、活力ある学校づくりを行うことがより一層求められています。

それらの実現のためには、家庭や地域社会との連携協力が不可欠であり、学校と保護者や地域住民との垣根をこれまで以上に低くし、保護者等の声に耳を傾けながら学校運営の充実・改善を図っていく活動を継続的に実施していくことが重要であります。

学校評価は、学校の優劣を判定するものではなく、また、統一的な評価項目で学校を比較するものではありません。本編の学校評価の目的の中でもふれましたが、学校評価は、学校が組織としての機能をどれだけ果たしているのかということを経験的かつ客観的に診断し、それを基に充実・改善を図っていくものであり、いわば学校改善のためのシステムとしてとらえるべきだと考えます。

したがって、各学校の学校評価システムは、それぞれの学校の特色や創意工夫が表れ、児童生徒や保護者等の思いや願いが反映されるものでなければなりません。また、閉ざされた学校の中だけで独善的な評価に終わらないようにすることが重要であります。

そのためには、何より教職員の意識の変革が求められることとなりますが、教職員一人ひとりが学校評価の目的と重要性を理解し、日々の教育活動に課題意識をもちながら取り組み、よりよい学校づくりをめざしていくことが何より大切なこととなります。

この報告書を基に県教育委員会から発行される「学校評価ガイドブック」を活用し、各学校における学校評価システムの導入と定着を図りながら、家庭や地域社会に開かれ、保護者や地域住民から信頼される特色ある学校づくりが積極的に推進されることを期待しています。

平成16年11月18日

学校の評価システムに関する調査研究会議
会長 相原次男

【資料 1】

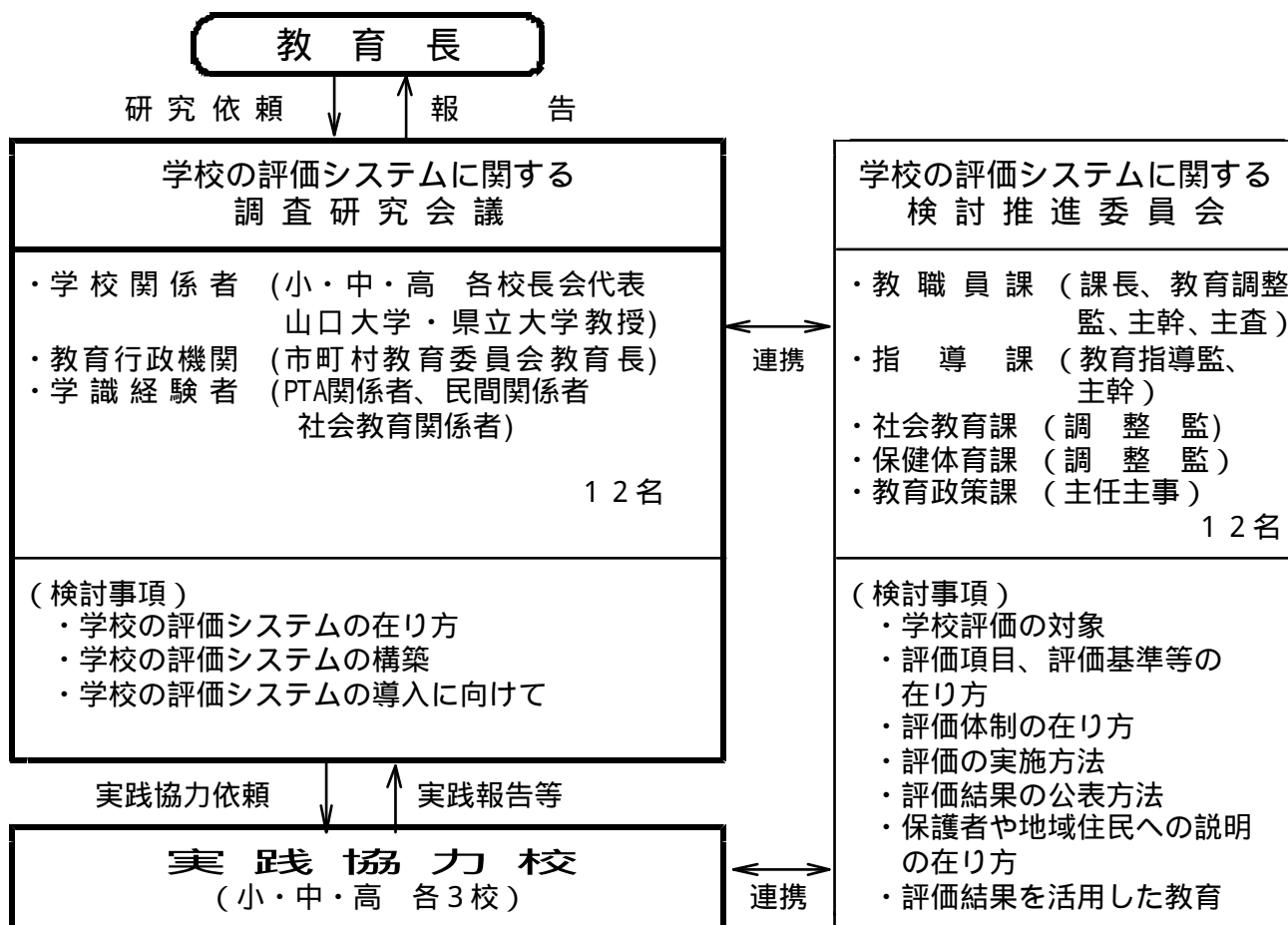
学校の評価システムの確立に関する調査研究の概要

1 趣 旨

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域社会と連携協力して一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくためには、教育活動その他の学校運営の状況について評価の実施とその結果の公表を行うとともに、それに基づいて改善を図っていくことが求められている。

そこで、本県における教育活動その他の学校運営の状況についての評価の実施及びその結果の公表並びに評価結果に基づく教育活動その他の学校運営の改善といった、一連の学校の評価システムを確立していくための調査研究を行う。

2 調査研究組織



3 調査研究計画

平成14年度	平成15年度	平成16年度
学校の評価システムの在り方	学校の評価システムの構築	学校の評価システムの導入に向けて
<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の対象について 評価項目、評価基準等の在り方について 評価体制の在り方について 評価の実施方法について 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の公表方法について 保護者や地域住民への説明の在り方について 評価結果を活用した教育活動の改善の在り方について 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価システムの導入に向けて 「学校評価ガイドブック」の作成 調査研究のまとめ

【資料 2】

実践協力校について - 調査研究の深化に向けて -

1 趣 旨

学校の評価システムに関する調査研究会議において選定した実践協力校は、調査研究会議と連携して、本県における学校の評価システムの構築に向けての実践研究を行う。

2 期 間

実践研究の期間は平成15年度及び16年度の2年間とする。

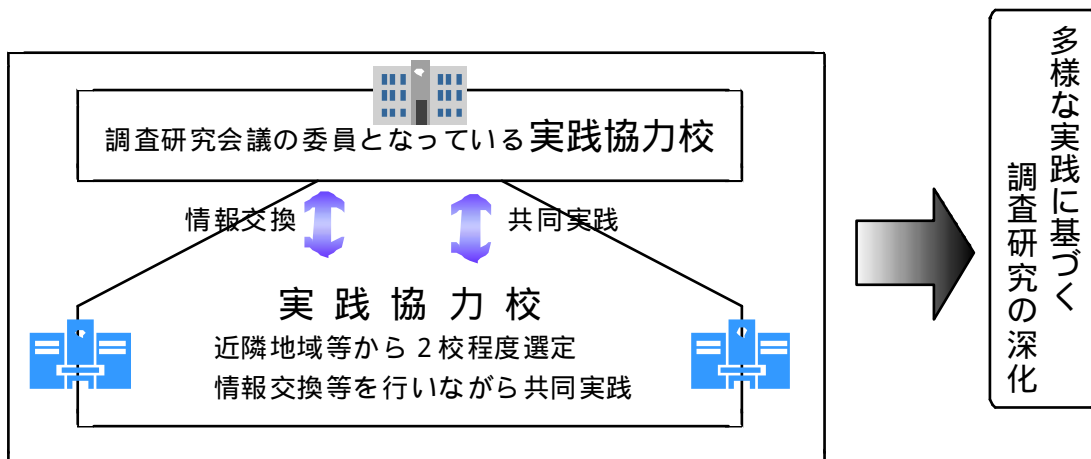
3 内 容

実践協力校は、次に示す課題について実践研究を行う。

- 評価の対象の在り方について
- 評価項目、評価基準等の在り方について
- 評価体制の在り方について
- 評価の実施方法の在り方について
- 評価結果の公表方法の在り方について
- 保護者や地域住民への説明の在り方について
- 評価結果を活用した教育活動の改善の在り方について
- 学校評価システムの導入に向けて

4 研究方法

- (1) 調査研究会議の委員となっている実践協力校は、近隣地域等から同校種の実践協力校を2校程度選定し、情報交換等を行いながら共同実践を進めることにより、多様な実践に基づく調査研究の深化を図るものとする。
- (2) 実践協力校は、調査研究会議の委員となっている実践協力校を中心に、これまでの取組み及び調査研究の進捗状況も踏まえ、それぞれの学校の実態に即して計画を立案し、実践に取り組むものとする。
- (3) 実践協力校は、実践の状況等を調査研究会議において随時報告することなどにより、本調査研究の深化を図るものとする。



【高等学校】 徳山高等学校、柳井高等学校、光丘高等学校

【中学校】 小野田市立高千帆中学校、小野田市立小野田中学校、宇部市立上宇部中学校

【小学校】 下関市立長府小学校、下関市立吉田小学校、豊浦町立小串小学校

【資料 3】

「学校の評価システムの確立に関する調査研究」の取組み

年 月 日	会 議 等	内 容 等
平成14年度 9月 3日	第1回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価に関する現状と課題 ・実践協力校の指定（小中高各1校）
10月 7日	調査研究会議委員県外視察	
10月 8日	・三重県教育委員会	
10月 9日	・広島県教育委員会等	
10月 9日	・岡山県教育委員会	
10月28日	・大阪府教育委員会	
11月 1日	第2回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県外視察報告 ・自己評価の在り方
1月24日	第3回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の基本的な考え方 ・評価の実施方法
平成15年度 6月13日	第4回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の公表 ・保護者等への説明の在り方 ・実践協力校の拡充（小中高各3校）
10月 9日	第5回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果に基づく学校改善の在り方 ・学校評価の体制づくり
1月20日	第6回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・実践協力校の実践をとおしての成果と課題 ・学校評価啓発リーフレットについて
2月	学校評価啓発リーフレット発行	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の全教職員に配布
平成16年度 7月 2日	第7回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価システム導入の推進について ・学校評価ガイドブックについて
10月26日	第8回調査研究会議	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究報告書について ・学校評価ガイドブックについて
11月18日	調査研究会議報告書提出	

【資料 4】

学校の評価システムに関する調査研究会議設置要綱

山口県教育委員会

(設置)

第1条 教育活動その他の学校運営の状況についての評価の実施及びその結果の公表並びに評価結果に基づく教育活動その他の学校運営の改善といった、一連の学校の評価システムの確立について、幅広く、専門的な意見・提言を求めるため、学校の評価システムに関する調査研究会議（以下「調査研究会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査研究会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 学校の評価システムの在り方に関すること
- (2) 学校の評価システムの構築に関すること
- (3) 学校の評価システムの導入に関すること
- (4) その他学校の評価システムに関すること

(組織)

第3条 調査研究会議は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は教育長が委嘱する。
- 3 調査研究会議に会長を置き、委員の互選により決定する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査研究会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、説明または意見を求めることができる。

(幹事)

第5条 調査研究会議に幹事を置く。

- 2 前項の幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事は、調査研究会議の所掌事務について、委員の補佐に当たる。

(庶務)

第6条 調査研究会議の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査研究会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月5日から施行する。

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

この要綱は、平成16年4月8日から施行する。

学校の評価システムに関する調査研究会議委員

(平成14～16年度)

	氏 名	役 職 名 等	備 考
1	相原 次男	山口県立大学国際文化学部教授	会 長
2	天野 昭治	小野田市立高千帆中学校長	
3	池永 光男	山口県P T A連合会副会長	
4	伊藤 一示	山口県子ども会連合会理事	
5	伊藤 實	公立高等学校P T A連合会長	
6	上原 幹雄	下関市立長府小学校長	
7	川田 睦子	山口県P T A連合会副会長	
8	志熊 繁	美川町教育委員会教育長	
9	西村 順子	山口大学教育学部教授	
10	福田 徳郎	美祢市教育委員会教育長	
11	藤麻 一三	株式会社フジマ代表取締役	
12	齊藤 忠壽 棟久 郁夫	前山口県立徳山高等学校長 山口県立徳山高等学校長	平成16年3月まで 平成16年4月から